

賞並びに研究助成一覧表

2024年3月14日改正

	研究努力賞	宿題報告	堀 研究奨励賞	優秀論文賞	Student Award	Young Investigator Award	神奈川歯学論文賞
目的	本学会会員の若手研究者に対して学術研鑽の意欲を向上させる事を目的とする。	本学会会員の研究活動を推進助成し、その成果を問う機会を与える事を目的とする	講座(分野)間の共同研究を推進助成し、本学会会員特に若手研究者の学術活動の向上を目的とする	学外に於ける本学会会員の学術的に貢献度の高い業績を表彰し、学術振興の一助とする事を目的とする	本学会学生会員に対して学術研鑽の意欲を向上させる事を目的とする	本学会の学生会員に対して学術研鑽の意欲を向上させる事を目的とする。	「神奈川歯学」における学術的に貢献度の高い業績を表彰し、本学会内の学術振興の一助とすることを目的とする。
資格	本学会会員の内、助教あるいはこれに準ずる会員	本学会会員で会員歴及び本学での研究歴が5年以上である会員	本学会会員で准教授、講師、助教あるいはこれに準ずるもの	第一共著者が本学会会員であること	本学会学生会員	本学会の大学院生及び学生会員	本学会員で神奈川歯学への論文投稿筆頭者
対象業績	本学会あるいは本学会会誌に発表したもの	自薦課題あるいは学会理事会の提唱課題を対象とする	研究途上のもので臨床講座(分野)と基礎講座(分野)による共同研究を対象とする	学外の雑誌に発表済の論文を対象とする (前年4月1日より今年3月末日迄に発行されたもの)	本学会あるいは本学会会誌に発表のもの	本学会の例会(2月, 6月, 10月)に発表のもの	「神奈川歯学」に発表済の論文を対象とする 原則原著 (前年4月1日より今年3月末日迄に発行されたもの)
応募方法	他薦 各教室責任者の推薦あるいは理事会推薦とし、責任者推薦には推薦状を必要とする	規定の宿題報告研究計画書を提出する。 指名を受けた日から2年目の学術大会で報告する	自薦 別刷、抄録或は研究計画書、過去の業績等を提出する 2年後に本学会で発表する	自薦あるいは他薦 別刷及び抄録(1,600字以内)データを添付する	自薦あるいは他薦	自薦あるいは他薦 研究概要(本文 1,200文字以内、図表の添付も可)を提出する	「神奈川歯学」への投稿時に自動的にエントリーされる。別途応募書類は必要なし
選考方法	被推薦者を選考委員会が審査選考し、理事会が決定する	応募者の中から選考委員会が審査選考し、理事会が決定する	応募者を選考委員会が審査選考し、理事会が決定する	選考委員会が審査選考し、理事会が決定する	被推薦者を選考委員会が審査選考し、理事会が決定する	平成19年より実施する。 被推薦者を選考委員会が審査選考し、理事会が決定する	神奈川歯学編集委員が審査選考し、理事会が決定する
賞	表彰状	決定時に助成金10万円	助成金 50万円 表彰状	表彰状 賞金各5万円	表彰状 賞金3万円	賞金5万円、表彰状 8件以内	表彰状 賞金5万円
その他 内規	<ul style="list-style-type: none"> •First Author 以外も可 •理事会推薦者は所属長の承諾をとる。 •3~6名 •過去2~3年の業績を対象 •過去3年間に発表回数が3回以上 •論文1篇以上ある事 •内規発行 S.46.11.16 •細則追加 S.60.03.26 •内規改正 S.63.09.22 •但し大学院生を除く。 •楯廃止 H.14.01.17 •内規改正 H.24.08.23 •内規改正 H.30.07.12 	<ul style="list-style-type: none"> •理事会推薦者は所属長の承諾をとる。 •原則として1名 •内規発行 S.44.11.29 •助成金額変更 S.55.10.28(20万→30万) S.63.09.22(30万→35万) R.06.03.14(35万→10万) •内規改正 S.63.09.22 •助成金の用途明細報告の義務付け H.12.10.19 •メダル廃止 H.14.01.17 •神奈川歯学にプロシーディングを掲載 H.15.01.16 •到達性採点廃止 H28.11.17 	<ul style="list-style-type: none"> •一研究課題に与える。 •1件(但し該当者無しが連続した場合には考慮する) •内規発行 S.58.10.18 •内規改正 S.63.09.22 •メダル廃止 H.14.01.17 •内規改正 H.21.07.09 •発表は総会または例会 •到達性採点廃止 H28.11.17 •助成金額変更 R.06.03.14(60万→50万) 	<ul style="list-style-type: none"> •前年度内の業績を対象 •共著者が本学会会員以外の場合も可 •内規発行 S.58.10.18 •細則追加 S.60.11.05 •内規改正 S.63.09.22 •メダル廃止 H.14.01.17 •特に優れた基礎、臨床、研究部門各1件 基礎部門は檜垣賞、臨床部門は川村賞、研究部門は臨床研究賞とする。 •檜垣賞・川村賞・臨床研究賞受賞者は要旨を表彰式の後、発表する •内規改正 H.24.08.23 •研究部門追加 ヒトを対象とした臨床研究(臨床研究賞) H.29.01.19 	<ul style="list-style-type: none"> •学外例会 Travel Award 賞金3万円、表彰状 •内規改正 H.28.07.14 •受賞基準として評価50%以上 R2.11.17 	<ul style="list-style-type: none"> •原則として1件 •令和3年度より実施 •要旨発表はなし 	
						<ul style="list-style-type: none"> •内規改正 R5.6.8 選考方法につき理事会で決定とする 	